

令和8年度 森林経営管理間伐業務 仕様書

本業務は、この仕様書により実施するものとする。

1、業務箇所 輪島市 門前町浦上外 地内

2、履行期限 令和 9 年 3 月 31 日

(※ただし、猛禽類の繁殖等確認後、業務を実施すること。)

3、各作業種については、下記実施期間の範囲内で業務を実施するものとする。

業務内容及び実施期間

作業種	数 量	単 位	履行期限
間伐	45.05	ha	令和 9 年 3 月 31 日

4、下記の事項については、監督員の立会を受けて施業するものとする。

・間伐の実施個所の確認及び対象木の選木等

5、軽微な変更については、甲乙協議の上変更しないことがある。

6、その他事項

- ① 業務の実施にあたっては関係法令の遵守及び作業員の安全、健康管理、安全帽の着用を徹底させると共に、必要に応じ工事看板等を設置し周辺への安全にも徹底すること。
- ② 仕様書及び施業内容を作業員に熟知さすこと。

- ③ 業務実施前、業務実施中及び業務完了後の状況を撮影する写真は、原則としてGPSデータが記録されたものとする。
- ④ 施業写真（写真・デジカメ）は原則として同位置での実施前と完了後の状況が明らかに認められるものを提出のこと。また、業務完成時に不明視となる施業については写真撮影による管理を十分行うこと。
- ⑤ 出来形管理については、必ず出来形管理図（平面図）又は、出来形表を提出すること。
- ⑥ 間伐木の伐倒及び搬出にあたっては残存木に損傷を与えないよう注意すること。
- ⑦ 残存木の幹に巻きついているツル類はすべて根引き又は切断し、造林木の生育を妨げる茎葉を取り除くこと。
- ⑧ 林分密度が著しく疎にならないよう十分に配慮すること。
- ⑨ 業務執行にあたっては、林野火災防止のため火器類の使用は極力避けること。やむを得ず火器類を使用する場合は、消防法等の各種法令を厳守し、十分に安全を確保した上で使用すること。
- ⑩ また、万が一、林野火災等の災害が発生した場合は、直ちに消防署や警察署並びに地域住民及び監督員等へ連絡し、被害の拡大防止及び安全確保に努めること。
- ⑪ チェンオイルの使用については、生分解性ソーチェンオイルを使用すること。
- ⑫ 現場労働者に係る社会保険（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、退職金共済）に必要な経費については計上してあるので、受注者は社会保険の加入に努めること。
- ⑬ 希少猛禽類等の営巣が確認された場合は、施工を休止する必要あり。

以上